

第1日

平成23年6月13日（月）

午前10時零分開会

○議長（手嶋源五君） おはようございます。これより平成23年第3回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、お手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日から6月24日までの12日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月24日までの12日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

3番堀尾俊浩議員

4番今福勝義議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から報告11件、議案8件の送付を受けたほか、請願書1件を受理いたしました。

これを一括上程し、まず市長より提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆さん、おはようございます。本日ここに平成23年第3回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り厚く御礼申し上げます。本定例会では、報告について11件、専決処分について1件、条例の一部改正について2件、財産の取得について1件、看板の倒壊事故による損害賠償について1件、民事調停事件に係る調停について1件、市道路線の認定について1件、人事案件について1件、合計19件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第1号から第11号までについて、説明申し上げます。

報告第1号平成23年度朝倉市一般会計予算の繰越明許費使用の報告につきましては、まちづくり交付金事業、道整備交付金事業、地域活性化交付金事業等について繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告申し上げるものであります。

報告第2号平成22年度朝倉市一般会計予算の事故繰越使用の報告につきましては、スクールバス購入事業についてやむを得ず事故繰越をいたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により事故繰越し繰越計算書を調製し、報告申し上げるものであります。

報告第3号平成22年度朝倉市下水道事業特別会計予算の繰越明許費使用の報告につきましては、下水道整備事業について繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告申し上げるものであります。

報告第4号平成22年度朝倉市土地開発公社の決算及び報告第5号平成23年度朝倉市土地開発公社の事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により朝倉市土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

報告第6号平成22年度財団法人あまぎ水の文化村の決算及び報告第7号平成23年度財団法人あまぎ水の文化村の事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、財団法人あまぎ水の文化村の経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

報告第8号平成22年度株式会社ガマダスの決算及び報告第9号平成23年度株式会社ガマダスの事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により株式会社ガマダスの経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

報告第10号平成22年度株式会社三連水車の里あさくらの決算及び報告第11号平成23年度株式会社三連水車の里あさくらの事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社三連水車の里あさくらの経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

次に、第45号議案平成23年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分につきましては、事業勘定において平成22年度の歳入が不足するため、平成23年度の予算からその不足分を補充することによる予算の補正を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものであります。

次に、第46号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、既定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第47号議案朝倉市火葬施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、火葬場使用料の減免等について規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第48号議案財産の取得につきましては、福岡県から土地を取得するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または財産の処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

第49号議案看板の倒壊事故による損害賠償につきましては、看板の倒壊事故により被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額を定めること及び和解契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

第50号議案民事調停事件に係る調停につきましては、竹木の枝の切除等事件について調停を成立するに当たり、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

第51号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づきフケ・天神藪1号線を市道路線に認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第52号議案朝倉市監査委員の選任につきましては、朝倉市監査委員手嶋栄治の任期が本年4月30日に満了したことに伴い、再度同人を朝倉市監査委員として任命することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御承認、御議決、御同意いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中人事案件につきまして追加提案を申し上げ御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ御報告申し上げ、御了承いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(手嶋源五君) 補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長(渡邊義明君) ただいま市長の提案理由の説明の中で、報告第1号において平成22年とあるべきところを平成23年と発言いたしました。訂正をお願いいたします。

○議長(手嶋源五君) ほかにありませんか。なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、請願書について紹介議員の説明を求めます。15番田中哲也議員。

(15番田中哲也君登壇)

○15番(田中哲也君) それでは、請願書について御説明を申し上げます。

お手元に配付されておると思いますが、この請願書のことについては、少人数学級推進それから教育費国庫負担制度の拡充にかかわる意見書の提出を求める請願であります。このことにつきましては毎年出されておるようでございますが、いまだかつて実現をしておりませんが。

内容について御説明を申し上げます。そこの請願事項につきましては2項目ありますが、まずは朗読をさせていただきます。

少人数学級を推進すること。当面、小学校2年生以上の35人以下学級を早急に実現すること。(2)教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担割合を2分の1に復元すること。以上であります。

内容につきましては、朗読をさせていただきたいと思いを。

請願の要旨、昨年の国会において義務標準法の改正法が成立し、2011年4月小学校1年生の35人以下学級が実現しました。しかし、小学校2年生以上の35人以下学級実現を初めとする教職員の定数の改善につきましては、引き続き検討していくことになっており、その実現はまだ決まっておりません。また、教育費国庫負担制度の国庫負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体財政を圧迫しています。教育費国庫負担制度は教育の機会均等と水準の維持向上を図るためには必要な制度であります。朝倉市議会におかれましても、国及び関係諸機関に対して少人数学級推進及び教育費国庫負担制度拡充の意見書の提出をお願いいたすものであります。

この内容につきましては、今の35人以下が1年生だけに限っておりますが、これが順次35人を1年から2年、3年、6年まで上げるようになっておるのが、今話を聞きますと、東日本災害のことも関連しておるようでございます。その件が1件。

それから、今地方財政が非常に苦しい中で、本来国庫負担が2分1であったのが3分の1に下げられたということで、地方自治体の教育費に対する、財政の圧迫をしておるといふことがあります。それから、教育につきましては憲法でも定められておりますように、教育の機会均等を与えるということ、それからもう一つは、日本の教育が、学力が世界水準からかなり下がってきておるといふことも合せまして、この請願をするものであります。以上であります。

(15番田中哲也君降壇)

○議長(手嶋源五君) 紹介議員の説明は終わりました。

お諮りします。第52号議案につきましては、急施を要しますので会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前10時14分休憩

午前10時14分再開

○議長(手嶋源五君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案の審議に入る前に、地方自治法第117条の規定により手嶋栄治議員の退席を求めます。

(17番手嶋栄治君退席)

○議長(手嶋源五君) これより、議案の審議に入ります。

質疑は申し合わせにより、同一議題について3回までとなっております。御了承願いま

す。

それでは、第52号議案朝倉市監査委員の選任についてを議題といたします。  
質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

それでは、第52号議案朝倉市監査委員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) ほかになければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり同意されました。

ここで手嶋栄治議員の着席を許可いたします。

(17番手嶋栄治君着席)

○議長(手嶋源五君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時16分散会